

事業一覧（新宿区子ども・子育て支援事業計画（第三期）抜粋）

番号	事業名	事業の概要	担当課
施策1－1 未来を担う子どもたちの生きる力を育てるために			
1－1－（1）全ての子どもが自分らしく育ち社会に参加する権利			
6	ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラー・コーディネーターが核となり、ヤングケアラーに関する相談窓口の周知を行うとともに、必要に応じて、関係機関等と連携を図り、適切な支援を行っていきます。	子ども相談支援課
1－1－（2）虐待から子どもを守るための取組			
7	子ども家庭・若者サポートネットワーク	教育、福祉、保健、医療、就労支援等の子どもと家庭・若者支援関係組織のより効果的な連携を図るため、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」を運営しています。 また、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」を児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会に位置付け、保護や支援が特に必要な子どもやその保護者及び妊婦に適切な支援をするために、関係機関が必要な情報の交換や支援内容の協議を行うとともに、子どもに関わる機関に向けて「子ども虐待防止ネットワークマニュアル」を配付しています。 なお、令和6年度からは「虐待防止等部会」と「子育て包括支援部会」を一本化して「こども家庭センター予防的支援部会」を設置し、子育て世代の包括的支援体制を推進しています。	子ども相談支援課
1－1－（3）子どものいじめ防止や不登校対策等の取組			
15	学校問題支援室の運営	いじめや不登校、その他問題行動等に対する学校の対応を総合的に支援するため、スクールソーシャルワーカーや学校問題サポート専門員等で構成する専門家チーム「学校問題支援室」により、学校への継続的な助言や関係機関との連絡調整、個別の事案へのフォローアップ等を行います。	教育指導課
17	不登校児童・生徒への支援	不登校対策については、教育課題モデル校での実践を基に、外部機関やスクールカウンセラー等と連携した取組について全区立学校に周知していきます。 また、各種資料の配布や専門家を活用した研修会の実施により、教職員への理解啓発を図っていきます。つくし教室では、学校と連携を図りながら支援を進めていきます。 さらに、スクールソーシャルワーカーや「家庭と子供の支援員」を派遣し、一人ひとりに合った対応を行っていきます。 不登校児童・生徒については、自ら登校を希望した際に円滑な学校復帰が可能となるよう、居場所としての教育環境づくりや適切な支援や働きかけを行うだけでなく、不登校の状況であっても、多様な教育機会を確保していくことが重要です。 今後もつくし教室とともに、つくし教室への通室を希望していても、通室が難しい児童・生徒のための図書館等を活用した「けやきルーム」による支援に取り組みます。また、東京都の取組であるチャレンジクラス（不登校対応校内分教室）の設置や不登校対応巡回教員を配置することで支援を強化していきます。さらに、専門人材やフリースクール等の民間施設との連携に関する検討などを進め、多様な教育機会の確保ができるよう取り組んでいきます。	教育指導課

18	いじめ不登校の予防 やよりよい学級集団 づくりのためのアン ケートの実施	いじめや不登校、その他問題行動を防止するため、区立学校の小学校4年生から中学校3年生までの全児童・生徒を対象に、「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート」を実施します。学校満足度尺度、学校生活意欲尺度、ソーシャルスキル尺度を診断し、個々の状況に応じた支援を行います。	教育指導課
19	スクールカウンセ ラーの配置	小学校及び中学校におけるカウンセリング等の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の解決のため、区立教育センターのスクールカウンセラーを区立小・中学校に週1～2回配置します。	教育支援課
20	教育センターの教育 相談	区内在住の幼児から高校生まで及びその保護者を対象に、不登校、いじめ、就学・進路、問題行動などの相談を、面接及び電話で行います。 また、いじめ相談専用電話「新宿子どもほっとライン」や1人1台タブレット端末からの相談（新宿区子ども相談フォーム）を受けます。	教育支援課
21	つくし教室	区立小・中学校に在籍している児童・生徒で、様々な理由から学校へ行けない子どもに対し、それぞれの実態に応じて集団活動や個別学習を行い、自分の進路の実現や社会的な自立を支援します。	教育支援課
施策1－2 未来を担う子どもたちの生きる力を育てるために			
1－2－（1）質の高い学校教育の推進			
33	院内学級の運営（特 別支援学級の運営）	余丁町小学校に特別支援学級（病弱）として設置し、東京女子医科大学病院内にて実施している院内学級において、病弱児童への教育を行います。	子育て支援課
38	放課後等学習支援	学習内容の習得が十分でない学習意欲・学習習慣に課題がある児童・生徒に対する指導と、学習習慣が定着している児童・生徒に対する自学自習のための支援を行うため、学校が必要に応じて、スクールスタッフを配置できるよう支援します。	教育支援課
1－2－（2）一人ひとりの特性に応じた発達と自立への支援			
39	発達相談	子どもの発達、育児、障害等の相談を受け、発達検査、対応方法等のアドバイス、情報提供等を行います。また、切れ目のない支援を行えるよう、必要に応じて関係機関と連携します。子どもや保護者の気持ちに寄り添いながら支援を進めていきます。	子育て支援課
40	児童発達支援・放課 後等デイサービス< 子ども総合センター >	児童発達支援においては、就学前の心身に障害のある子どもや心身の発達に心配のある子どもの自立、社会参加を支援するために、通所によるグループ活動や個別活動等を通じて、発達を支援します。放課後等デイサービスにおいては、小学校2年生までの子どもを対象に、一人ひとりの状態に合わせて発達を支援します。	子育て支援課
41	在宅児等訪問支援	0歳～就学前の心身に障害のある子ども及び心身の発達に心配のある子どもが、子どもの状況や家庭の事情等で通所できない場合、家庭や入院中の病院等へ訪問し、発達の支援や情報提供等を行います。	子育て支援課
42	在籍児童・生徒に対 する機能訓練の充実 <新宿養護学校>	新宿養護学校に在学する児童・生徒の健康の維持増進、運動機能の向上を図るため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による指導を行います。	教育支援課
43	児童福祉法に基づく 児童発達支援	発達の心配や心身の障害がある、主に就学前の子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。また、医療的ケアにも対応している事業所ができてきています。	障害者福祉
44	障害児等巡回保育相 談<認可保育園・認 定こども園等>	障害児及び個別配慮児を対象に年2～3回実施し、障害児保育の適切な運営を図ります。障害や発達に合わせて保育や対応への知識を深めることを目的として、臨床発達心理士等の専門家が保育のアドバイスをするため、認可保育園・認定こども園等を巡回します。	保育指導課

45	ことばの教室	ことばやきこえに課題のある区内在住の幼児及び小・中学生に対して、「言語聴覚士」の資格を持つ専門の指導員による個別指導を行います。	教育支援課
46	心身障害者への助成・在宅重度心身障害者への助成（紙おむつ等支給等）	[補装具等の支給]：障害の状況に応じて適切な補装具、日常生活用具等を支給します。[障害者歯科診療]：一般歯科診療機関では治療が困難な重度の障害者に対し、専門の医療機関で歯科診療を行います。[その他]：紙おむつ支給、福祉タクシー等	障害者福祉課
47	在宅重症心身障害児(者)等訪問事業	療養上の看護や、家族への看護技術指導や相談、助言を行います。	保健センター
48	巡回相談の実施	学識経験者や心理職等の専門家が各学校を巡回し、発達障害等があると思われる児童・生徒等への適切な指導方法や学校内支援体制等について指導・助言するほか、特別支援教育相談員が、学校の依頼に応じて適宜指導・助言します。	教育支援課
49	特別支援教育の推進	発達障害等のある児童・生徒に対する教育的支援について特別支援教育推進員を適切に配置し、学級内の指導体制を充実します。また、一人ひとりのニーズに応じた一貫した教育的支援を行うため、就学前施設や家庭での様子を小学校に引き継ぐための「就学支援シート」や一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育内容や方法を盛り込んだ「個別指導計画」の活用を推進し、切れ目のない支援を行います。また、児童・生徒の「読むこと」や「書くこと」のつまづきを把握し、適切な指導・支援につなげるため、「読むこと」や「書くこと」に関する特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対して、必要に応じてアセスメントツールを活用し、読み書きの困難の状態を踏まえた指導・支援を行います。「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行を踏まえ、医療的ケアの必要な児童・生徒の受け入れについて適切に対応していきます。	教育支援課
50	まなびの教室（特別支援教室）	通常の学級での学習におおむね参加できるが、発達障害等のため特別な指導を必要とする児童・生徒のための教室です。平成28年度より全区立小学校に、令和元年度より全区立中学校に設置しています。利用する児童・生徒は、普段は在籍学級（通常の学級）で学習し、児童・生徒の状態に応じて、学校内にあるまなびの教室で指導を受けます。社会性を身に付け、コミュニケーション能力を高めて豊かな人間関係を育てるための指導等を、個別や小集団で行っています。	教育支援課
51	障害者理解教育の推進	全区立学校において、障害者スポーツ体験（ゴールボール、車椅子バスケットボール、ブラインドサッカー、ボッチャ、座位バレーボールの中から1種目）を実施し、体験と合わせて区が作成した教材を活用した事前・事後学習を行うことで、障害者理解教育を推進します。学習では、多様な障害を取り上げ、聴覚障害等その他の障害に対する児童・生徒の理解を深めていきます。	教育指導課
施策1－3 未来を担う子どもたちが心身ともに豊かに育つために 1－3－（1）心と体の栄養素「遊び」			
52	児童館・放課後子どもひろばでの遊びの支援	子どもたちへの健全な遊び場の提供や乳幼児親子の居場所づくりを推進します。	子育て支援課
53	未来を担うジュニアリーダーの育成	地域活動において子どもたちの中心となって活躍するリーダーの発掘と育成を行います。	子育て支援課

施策1-3-(2)心とからだの栄養素「文化・芸術」			
62	子ども読書活動の推進	子どもが、自主的に読書活動ができるよう、あらゆる機会を捉え、家庭・地域ぐるみの読書環境・読書活動の支援・啓発を行うことで、子どもの読書活動を推進します。	中央図書館
施策1-4子どもから若者までの切れ目のない支援に向けて			
81	子ども・若者総合相談	子ども・若者に関わる既存の各種相談窓口を活用して、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行います。	子ども家庭課
83	自殺総合対策	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、相談窓口自動案内（新宿ソウダンナビ）、ハイリスク者へのインターネットゲートキーパー事業、地域におけるネットワークの強化や普及啓発、自殺対策を支える人材育成など、区を挙げて自殺対策を推進しています。第2期新宿区自殺対策計画（令和5年度～9年度）の策定を機に、若者・女性の自殺者数の増加など、喫緊の課題に対応するため、「自殺対応の専門家による職員向け支援」や「新宿区自殺総合対策会議」の部会にあたる「若者・女性支援検討部会の運営」等、若年層への支援の強化を図ります。	健康政策課
84	児童館、児童コーナーにおける居場所の充実	日常の遊びや行事等を通じて、乳幼児親子から小・中学生、高校生の居場所づくりを推進しています。子ども家庭支援センターの一部で、中高生の専用スペースを設ける等、家庭や学校以外の居場所として安心して過ごせるよう環境づくりを行っています。	子育て支援課
85	児童館、児童コーナーにおける相談対応	身近な相談場所として、乳幼児、小中学生・高校生の子どもや保護者からの相談に対応しています。	子育て支援課
施策2-2子どもの健やかな成長のために			
2-2-(1)乳幼児の健やかな発達支援			
113	すこやか子ども発達相談	多動や自閉傾向など発達上の心配がある乳幼児に対して、専門医による健康相談を実施し、発達障害の早期発見や療育の相談を行います。	牛込保健センター
119	未熟児、発育・発達の支援を要する子どもへの対応	未熟児訪問指導、乳幼児経過観察健診、育児相談等母子保健サービスを継続的に行うことで、育児不安の軽減や発達・発育の支援を要する子どもの早期対応を行い、養育及び子育ての支援を充実していきます。	保健センター
2-2-(2)学童期から思春期までの健康づくり			
127	10代のこころの健康に関する普及啓発	思春期のこころの不調に周囲が早い段階で気づき適切な支援につなぐため、また、悩んでいる本人が周囲にSOSを発することができるよう、こころの健康に関する普及啓発の強化を図っています。	保健予防課 保健センター
施策3-1子育て支援サービスの総合的な展開			
3-1-(1)子育て支援サービスの充実			
142	障害幼児一時保育	一時的に保育が必要なとき、心身の障害や発達に心配のある子どもを預かります（平日及び土曜、月3回まで）。3歳児以上就学前の子どもが対象で、事前に登録が必要です。	子育て支援課
3-1-(2)経済的な支援			
152	特別児童扶養手当	「20歳未満で、身体障害者手帳1～3級・4級（一部）程度、愛の手帳1～3度程度、又は精神障害や複数の障害により、日常生活に著しく制限を受ける児童」を養育している人に支給します。	児童育成担当課

154	児童育成手当（育成手当・障害手当）	[育成手当]：「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童で、父母が離婚、父又は母が死亡、父又は母が障害の状態などの状況にある児童」を養育している人に支給します。[障害手当]：「20歳未満で愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1・2級程度、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症のいずれかの心身障害を有する児童」を養育している人に支給します。	児童育成担当課
165	障害児通所支援の負担軽減	児童福祉法に基づく「障害児通所支援」の利用者負担（定率負担）10%を3%に軽減します。	障害者福祉課
166	児童発達支援における食費の負担軽減	児童発達支援の利用時に提供される食事について1食あたり550円を限度に支給します。（ただし、課税世帯第1子の0歳児から2歳児を除く）。	障害者福祉課
167	学童クラブの利用料の減免	生活保護受給世帯や当該年度住民税非課税等の世帯の学童クラブの利用料を免除するとともに、一定の要件のある世帯の学童クラブの利用料を減額します。	子育て支援課
168	心身障害者医療費助成	重度心身障害者及び重度心身障害児（子ども医療費助成対象終了後）が、健康保険を使って診療を受けたときの自己負担分（全額又は一部）を助成します（事業経費は全額東京都が負担し、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が一部の事務を実施）。	障害者福祉課
169	心身障害者福祉手当	児童育成手当（障害手当）に該当しない障害児・障害者に支給します。（一定の要件有）	障害者福祉課
170	重度心身障害者手当	常時特別な介護を必要とする障害児・障害者に支給します。（一定の要件有）	障害者福祉課
171	障害児福祉手当	20歳未満で身体又は精神に重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な人に支給します。（一定の要件有）	障害者福祉課
173	育成医療の助成	18歳未満の身体に障害のある子どもが生活能力を得るために必要な医療に対して、健康保険が適用された後の自己負担分を助成します。	健康づくり課
施策3-3 放課後の子どもの居場所の充実			
212	学童クラブの充実	保護者が就労している児童等に遊びと生活の場を提供します。 学童クラブの需要の増加に対しては、民間学童クラブの誘致を含め、区有施設や民間賃貸物件の活用による学童クラブ事業スペースの拡充を検討していきます。	子育て支援課
213	各種研修の充実	学童クラブの役割、食物アレルギーへの対応、障害児及び保護者への対応、食育等、職員のスキルアップにつながる研修を実施します。	子育て支援課
214	巡回指導（障害児）＜学童クラブ＞	年間2回以上、専門家よりアドバイスをもらう巡回指導を行い、日常活動に活かします。	子育て支援課
215	中高生にとっての魅力ある居場所づくり	児童館等での中高生タイムの実施や、子ども家庭支援センターを有効活用し、中高生の居場所を拡充します。	子育て支援課
216	放課後子どもひろばの実施	学校施設を活用して、放課後に小学生が自由に集い、自主的に活動する、自由な遊び場と体験プログラムの提供の場として、「放課後子どもひろば」を区立小学校と特別支援学校で実施しています。	子育て支援課
217	学童クラブと放課後子どもひろばの一体的運営	放課後等児童対策パッケージに基づき、両事業の一体的な運営又は連携による事業実施を行います。	子育て支援課
218	放課後子どもひろば事業の実施＜新宿養護学校＞	平成26年度より新宿養護学校で放課後子どもひろば事業を実施しています。	子育て支援課
219	児童福祉法に基づく放課後等サービス	心身に障害のある、就学している子どもに、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を進める支援を継続的に行います。	障害者福祉課

220	障害児等タイムケア事業	小学生・中学生・高校生の障害児について、放課後・土曜日及び夏休み等の学校長期休業中の居場所を提供します。	障害者福祉課
施策３－４ 特に配慮が必要な子どもと家庭のために			
221	認可保育園等における障害児等保育	認可保育園及び認定こども園で、発達や発育に心配があり、配慮や支援を必要とする子どもの個々の発達状況や健康状態等に応じて、成長を支援できるよう配慮して障害児保育を行うとともに、保護者に対する支援を進めます。また、集団保育が可能で医療的ケアが必要な子どもの保育を行います。（区立認可保育園及び認定こども園のみ）	保育課 保育指導課
222	保育所等訪問支援事業	保育園等に心理指導員等が訪問し、利用している障害児等が集団生活に適應できるよう支援を行います。	子育て支援課
223	幼稚園における特別支援教育	幼稚園で、発達や発育に心配があり、配慮や支援を必要とする子どもについて、安全確保のための介護員を配置するなど、必要な支援を行いながら、幼稚園での教育活動を実施します。さらに、特別支援教育の質の向上を図るため、臨床心理士による巡回相談を行います。また、医療的ケアが必要な幼児については、教育時間中においても医療的行為が実施できるよう看護師を配置します。	学校運営課
224	学童クラブにおける障害児保育	障害のある子どもへの対応については、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、学童クラブを利用する機会が確保されるように適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努めるとともに、適切な指導や必要な支援を行います。また、集団生活が可能で医療的ケアが必要な子どもについては、学童クラブ時間中に医療的ケアが実施できるよう看護師を配置します。	子育て支援課
225	補装具費の支給	障害のある子どもの保護者に対し、補装具の購入・修理費用を支給します。	障害者福祉課
226	日常生活用具の支給	介護訓練、自立生活、在宅療養、情報・意思疎通、排泄管理という5種類があり、在宅の障害児者に給付します。	障害者福祉課
227	住宅設備改善	在宅の重度の障害児者の住宅設備を事前の申請により改善します。	障害者福祉課
228	中等度難聴児発達支援事業	障害者福祉制度対象外の中等度難聴児に対し、言語の習得を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。	障害者福祉課
229	障害児者のための居宅介護（ホームヘルプサービス）	障害のある子どもに対して、自宅での入浴や排泄、食事等の介助、調理や掃除等の家事援助、通院等介助を行います。障害のある保護者が、育児に支援を必要とする場合、支援の対象になることがあります。	障害者福祉課
230	ペアレントメンターの活用・養成	障害児の子育て経験のある保護者が、その経験を活かし、発達に遅れや偏りのある子どもを育て悩んでいる保護者に対して相談や助言を行います。	子育て支援課
231	障害児者のための短期入所（ショートステイ）	家族が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。重症心身障害児者は区外の医療機関併設の専門施設で対応します。	障害者福祉課
232	重症心身障害児等在宅レスパイトサービス	在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児者に対し、訪問看護師が自宅に出向き、一定時間、家族の代わりに見守りを行うことで、家族の一時休息（レスパイト）やリフレッシュを図っていきます。	障害者福祉課
233	在宅医療相談窓口	看護師、保健師が在宅療養に必要な医療、看護、リハビリテーションなど、医療に関する専門的な相談をお受けしています。	健康政策課
234	医療的ケア児専用通学車両の運行＜新宿養護学校＞	医療的ケアが必要なためにスクールバスに乗車できない新宿養護学校在籍児童生徒の学習機会を保障するために、専用通学車両を運行します。	教育支援課

235	区立スポーツ施設における障害者の利用料金免除	区立スポーツ施設における障害者の利用料金を免除します。	生涯学習スポーツ課
236	障害のある保護者への育児支援のための居宅介護や重度訪問介護	障害者が育児を行う際に支援を必要とする場合は、居宅介護や重度訪問介護が利用できます。	障害者福祉課